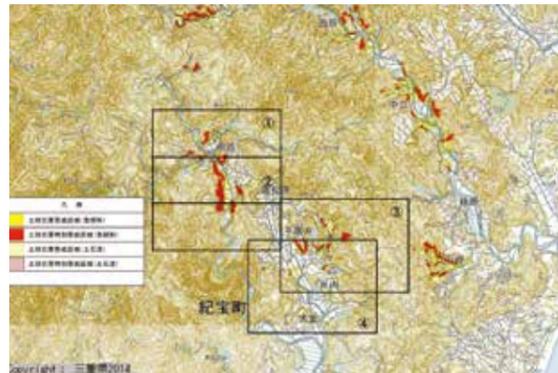


## 桐原・平尾井地区など 31 か所が指定されました 土砂災害特別警戒区域では 建築確認申請が必要です！

県は、12月に桐原地区、平尾井地区の31か所、を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定しました。



警戒区域に指定される区域（県ホームページより）

### 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域

### 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



紀伊半島大水害で発生した土砂災害

これは、土砂災害から人命を守るため、台風や豪雨災害などの際に、がけ崩れや土石流が発生し、被害を受けるおそれのある区域を明らかにすることで、早期に周知、避難ができる体制づくりや開発を制限するなどの対策を推進するものです。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定された区域は、危険の周知や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された区域は、土砂災害が発生した場合に対応できるよう、建築物の構造が安全なものである必要がありますので、住宅の新築・増改築・宅地造成などを行うときには、建築確認申請が必要となります。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の図面等は、三重県熊野建設事務所、紀宝町役場産業建設課で閲覧できます。また下記のQRコードからも確認できます。

▶詳しくは、県熊野建設事務所（☎0597-89-6141）または、役場産業建設課（☎33-0336）までお問い合わせください。



土砂災害警戒区域（県ホームページ）

## このような場所が区域指定の対象となります

### 土砂災害警戒区域

土石流の発生のおそれのある溪流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

### 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

## 土石流



### 土砂災害警戒区域

- ・傾斜度が30°以上高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

### 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

## がけ崩れ



がんは早期発見すれば、90%以上が治ります

## 乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】 3月 1日（金）

【検診場所】 保健センター

【申込期間】 2月22日（金）まで

検診内容	受付時間	定員	料金
<b>◆ 乳がん（マンモグラフィ検査）</b> *マンモグラフィは40歳以上の方が対象です。 *バスタオルを持参してください。	午後1時30分～3時	37人	40歳～69歳…1,500円
<b>◆ 子宮頸がん</b> *子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます。	午後1時30分～3時	50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

※ 町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。（予約が必要です）

※ 乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。

※ ペースメーカー、シリコン、シャントカテーテルなどの人工物が入っている方は乳がん（マンモグラフィ）検査はお控えください。

70歳以上の方は無料

## がん検診無料クーポンをご利用ください!!

一定の年齢の方に対し、「がん検診無料クーポン券」を配布しています。このクーポン券では、乳がん・子宮頸がん検診が無料で受診できます。有効期限は3月31日までですので、この機会にぜひご利用ください。



無料クーポン券

▶詳しくは、保健センター（☎32-3700）までお問い合わせください。

水道料金が大幅に増えたりしていませんか？

## ご家庭で漏水のチェックができます

水道料金が前月より大幅に増えた場合には、漏水している可能性があります。ご家庭でできる簡単な漏水チェック方法がありますので、ぜひ一度確認してみてください。

- 1 家の中の蛇口を全て閉めて、水道水が使用されていないのを確認する。
- 2 その状態でご家庭にある水道メーターの円盤（パイロットマーク）のような形をした箇所が動いていれば漏水しています。→正常なら動きません。

もし漏水していたら、町が指定しているお近くの水道工事店に修理を依頼してください。また、修理後は減額申請を提出していただくことにより、直近の4か月を減額対象期間として、うち漏水量の多い最大3か月分を減額して還付します。（個人で修理した場合は減額の対象にはなりません）

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0343）までお問い合わせください。

